

助け合い運動、それと福祉の会費、年四回、町会の役員さん方の協力をいただきながら集金金をしておりましたが、毎回言われる言葉の中に、協力して出している私たちよりも、その募金の中からいただいている人たちの方がよほどゼいたくをしていて、あれを見たとき、協力する気にはとてまなれませんよと。このような問題は、一私どもの町会のみでなく、ほかの町会の人たちも聞かれたことがあると思われれますが、無理からぬことではないかと思ひます。

世の中には、法で言う最低基準以下の収入しかなくても、きちんと家賃を払いながら、りっぱな生活を営んで、また、すべて募金等にも協力をしてくださる、このようになりっぱな人たちもたくさんおいでになるわけでございます。しかし、このような方々が、生活保護とは、最低限度の家賃を含めた中で、十八万円ぐらいだというふうなことを聞かされた場合に、今後、いろいろな募金等に協力してくだされ

かどうか、この辺のところについては疑問ではないかと思われるわけでございます。

また、現在、福生市にもこの十八万以下で家賃を払って、りっぱな生活をしている人たちも大ぜいおられると思ひます。これらの人たちも、恥とか外聞を捨てまして、申請をいたしますれば、生活困窮者として扱っていただけるのか、市当局並びに理事者の皆さん方のお考えをお聞かせいただきたい。なお、その場合に、どういうふうな対応をしていくのか、その辺につきましてもお願いをしたいと思ひます。

また、福祉の充実につきましても、ごなたも望んでいることだとは思ひますけれども、福祉の充実というのは、ただ単に金品を手えるだけが充実と言えるかどうか。協力してくださる人たちも、また、それを扱う理事者側としても、また受給する人たちも、この三者が一つの線を引きまして、それにお互いが歩み寄ってこそ、初めて充実という言葉が使えらるのではな

ろうかというふうに考えるわけでございます。

また、受給者の家族に課せられた規則ですか、これをやってはならぬというふうな規則も幾つかあるように伺っておりますけれども、その内容はどのような規則があるのか、その辺につきましてもお伺いしておきたいと、このように考えております。

また、これらの規則が果たしてしっかりと守られているかどうか、調査をしたことがあるか、もし、あるとしたならば、その実態についてお尋ねをしておきたいと思っております。

以上、申し述べました点につきまして、理事者側の明快なる御答弁をお願いいたす次第でございます。

また、第二点目の、体育施設と今後の教育についてお尋ねをいたしますが、まず、体育施設につきましては、幸い、当福生市におきましては、市長さん初め、理事者各皆さん方がスポーツに対する御理解と深い関心をお持ちいただい

ている関係で、他の市町村に比べまして、すぐれた体育施設を設備されております。スポーツを好み、愛する市民といたしまして、心から深く感謝を込めて使用をさせていただいております。

しかし、最近、年を重ねるごとに、スポーツの種類もふえて、その人口は激増しつつある今日、それのために、これだけの充実した施設がありながら、年々不足してきているというところは、理事者側としても御存じのとおりでございますが、体育館や野球場につきましては、私もいさゝか関係がございますので、多少の知識はあるんでございますけれども、最近、特に大変なブームになってまいりましたテニスにつきましては、まことに残念でございますけれども知識がございませんので、お尋ねをいたします。

現在、わが福生市には、市営その他あわせて何面ぐらいのコートがあり、また、それらのコートの使用状況はどのような

になっているか。

また、聞くところによりますと、一口にテニスコートと言いましても、クレイコートと呼ぶものと、また、全天候と呼ばれるものとの二種類があるようですが、わが福生市には、市営その他のを合めましてクレイが何面で、全天候が何面あるのか。同時に、クレイコートとはどのようなものであって、どういった構造になっているのかもお知らせいただければ幸いだと思います。また、全天候につきましても、同様な質問をさせていただきます。また、全天候につきましても、同様な質問をさせていただきます。

次に、中学校の状況についてお尋ねいたします。

現在、福生市には、一中から三中まで中学校が三つございしますが、それぞれの学校には、どのようなコートが何面ずつあるのか、また、現在のコート数で、満足な練習、あるいは試合ができているのかと。

なお、中学校にも軟式のクラブ、硬式のクラブと両方あ

るのかどうか。また、一般の人たちも、軟式も硬式もそれぞれの連盟でありますとか、クラブの組織があるようでございますけれども、クレイでも、全天候でも、どちらのコートでも、軟式、硬式の両方の試合も練習もできるのかどうか。

以上、テニスコートについていろいろと質問いたしました。

御答弁をお願いいたします。

次に、もう一点、スポーツマンシップとマナーの向上について御質問させていただきますが、最近、スポーツ人口がふえるに従って、スポーツマン、またはスポーツウーマンのシップやマナーが非常に低下してきているようでございますが、この点につきまして理事者はどのようにお考えになっておられるか。

最近の人たちは、シップとかマナーよりも、技術だけを勉強し、習いたがる。このような傾向にあるように思われます。また、指導する立場にある方々も、そういったマナーよりも、とにかく技術をというふうな指導の仕方が多いように考えられる

わけでございます。

また、社会体育の先生方や体育指導員の先生方の指導のもとに行われているところのスポーツ教室などにつきましては、これはもちろん、きちんと教育はされていることと思えますが、今後とも、まず、スポーツはマナーからというふうな仕上げ、また、マナーの悪い人や、そのマナーを知らない人は、スポーツをする資格がない、それくらいの教育をしていただきまして、ちょうどいいかげんになるのではなからうかというふう

に考えるわけでございます。

また、ときおりは、こういった指導をする立場に置かれる人たちの講習会等を行いまして、そういったことも徹底していただければ、なお幸いだというふうに考えておるわけでございます。また、学校におきまして、先生方が、生徒に対しても、スポーツはマナーからという指導をされているのか。以上、スポーツに対するシippoとマナーについて幾つかお尋

ねいたしました。理事者側の考えはどうか、また、今後の対策につきましても合わせてお伺いをいたしまして、演壇での私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

（市長 田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 井上議員さんの御質問にお答えいたします。

生活保護について、生活保護法に基づく生活保護の認定基準についてお答えいたします。

生活保護法につきましては、憲法第二十五条の規定に基づき、国が国民の生活権の保障をすることを制度化したものであることは、御指摘のとおりでございます。

その制度には、最小限の要件といたしまして、無差別、平等の原理、最低生活の原理、補足性の原理の三つがございます。このうち、補足性の原理が、国民の側において、保護

を受けるために守るべき最小限の要件を規定したものでござい
ます。

保護に要する経費は国民の税金で賄うということから、
保護を受けるためには、各自が、その持てる能力に応じて、
最善の努力をすることが先決であります。その努力をして
も、なおかつ最低の生活が営めない場合に、初めて保護が
行われるよう福祉事務所に指導しております。

したがって、認定基準につきましても、厚生省の定
める保護の基準により計算された最低生活費と、保護
を受けようとする人の収入とを比べ、収入が最低生活費
を下回る場合に、その不足分について保護を行うわけでご
ざいます。

そこで、認定基準を下回ると思われる市民から保護申
請がなされた場合、訪問による実態調査や親族等への
扶養照会をし、二週間以内に受理の決定がなされます。

また、最近では、生活保護につきましてもいろいろと問題が提
起されておりますが、当市といたしましては、厚生省並びに
東京都の指導及び監査を受けておりますので、その指
導によりまして、今後はとも問題のないよう十分注意して
いきたいと思っております。

最後に、保護状態でございますが、八月一日現在、二百
八十五世帯の五百十七人となっております。

次に、体育施設と今後の教育についてでございます。
第一点の、体育施設の現状と整備計画について御答弁
申し上げます。

市の体育施設につきましては、議員比呂さん方の御尽力
をいただきながら、市民の要望に対しまして、施設の設置
や維持に努めておりますが、すべての方に御満足いただける
ことは、なかなかむずかしい問題でございます。

市の現状を考えますと、体育施設をつくるにつきまいて

も、用地の確保が大変むずかしくなっておりますので、既存の施設並びに現在予定されております用地を効率的に運用して、少しでも多くの市民の方に利用していただくように努めていかなければならないと考えておるところでございます。また、施設を御利用いただく市民の皆さん方には、自分の施設だという気持ちで大切にしていただきたいと思います。

なお、このことについての補足説明、それから、第二点目のスポーツマンシップとマナーの向上については、教育委員会から答弁させていただきますので、よろしく願います。

○教育次長（八木房雄君） 御指名をいただきまして、自席から御答弁をさせていただきます。

大分多い御質問でございますが、その中から逐次御説明を申し上げたいと思っております。

なお、テニスコート等の関係についても、逐次御説明申

し上げます。

それでは、まず第一番の、テニスコートは市内に何面あるかというふうな御質問でございますが、武蔵野台の方に全天候型で四面ございます。それから、福東のテニスコートが七面、それから南公園に三面でございます。合計十四面でございます。市のコートは、全部全天候型になっております。

それから、民間の方の関係でございますが、全天候型が二面ございました。クレールコートが三面ということでございます。

それから、利用状況でございますが、井上議員さんからもお話をいただきましたが、非常にここ数年来、利用者が多くなりまして、その数も毎年上がってきているのが現状でございます。五十七度で、私もいま調べているわけでございますが、武蔵野台のコートでございますが二万二百九人と、それから、福東のコートでございますが二万六百二十九人、それから、南公園では四千三百六十三人というになっております。

なお、武蔵野台については、夜間照明がございまして、ナイターを実施しております。

それから、クレーコート、それから全天候のコートの構造等でございますが、これについては、まず、クレーコートでございますが、御案内のとおり、これは自然土を主体とした材料でもって舗装してあるコートでございまして、このコートについては、表層、それから中層、それから下層ということでございます。これをつくるには、やはり玉石とか、まず、下層では玉石を入れてまして、それから、中層では十センチから二十五センチぐらい、石炭殻とか、または火山灰等を利用していただいて、そこへ転圧すると。それから、一番上の層、表層でございしますが、五センチから十センチぐらいの混合土をかけまして、これを転圧というのがクレーコートでございします。

それから、全天候型でございしますが、簡単に申し上げて、るわけでございますが、これにつきましては、下舗装をいたし

まして、アクリル系の樹脂、合成ゴム等の素材をもって舗装いたしました。その上にウレタン系のもので舗装するというふうなことでございまして、これについては、クレーコートと違いまして、雨が降っても、あとやめばすぐ利用できるということから、非常に効率的な運用ができるものでございします。

これが、簡単に申し上げまして、違う大きなものでございまして、クレーコートの場合は、雨が降ると水を含んでしまつて、すぐにはできない。乾くのを待たなければならぬ。それから冬は霜柱等については、非常に困難が生じるというふうな問題が多いわけでございます。

それから、中学生の関係でございしますが、中学のテニスコートでございしますが、いま、中学校におきましては、一中に全天候型が四面、それから、二中に二面、それから、三中に二面ございございまして、各クラブ活動において、非常に男女とも熱心に練習をされておりますが、現在のコートで満足な練習ができるか

非常にむずかしい問題でございまして、クラブ活動、百人なり百五十人の方が全部満足というわけにもいきませんが、非常に現在では、これに対して、二中におきましては二面ございしますが、大体、一カ月二十日間くらいは武蔵野台のコートを午後三時間くらいを利用して使っているようでございまして、その練習も何とかやっているとというのが現状でございします。あと一中は四面でございしますので、これで足りると。それから、三中については、やはり二面でございしますので、それで実施しているというふうなことで、学校からの要望は来ておりません。

それから、中学のクラブ活動の関係でございしますが、これは全部軟式でやっております。

それから、一般の人の関係でございしますが、これについては、現在、軟式と硬式のクラブがございまして、全天候型でうちの方やっておりますが、試合もやっているし、また、練習も実施しているというふうな状況でございします。

それから、スポーツマンシップとマナーの問題でございしますが、御指摘のとおり、私も同感でございまして、非常にこれについては何か考えなければならぬというふうなことで、一生懸命体育の関係者等も努力しているところとございまして、特に、マナーの問題につきましては、機会あるごとにお話を指導者の方々にしていただいているわけでございしますが、今後におきまして、また、体育協会とか各連盟の方々にお願いをいたしまして、その講習会等々におきまして、その指導者をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、学校でのマナーの指導でございしますが、御指摘のとおりでございまして、学校の方におきましてもしておりますが、なお一層指導していくように考えております。

それから、今後につきましても、御指摘のとおり、マナーの問題等につきましても、非常に体育館においてもそうでございしますので、できる限り皆さんに御協力をいただき、このマナ

の問題はスポーツマンとして恥ずかしくない行為を行っていたら、くようお願ひしたり、また、関係者には御指導方をお願いしてまいりたいとこのように考えております。以上、簡単ですが御答弁といたします。

○福祉事務所長(岡本泰昌君) 自席から御答弁をお許しいただきます。

生活保護につきまして、市長の答弁に補足させていたいただきます。

受給者の家族に課せられた規則も、数項目義務づけられておりまして、生活保護の中での被保護者の義務といたしましては、常に、能力に応じて就労し、支出の節約を図り、その他生活の維持向上に務め、変動があるときは、速やかに届け出ること等の指導、または指示に従うことが義務づけられております。

そういたしましたして、生活保護者の保護状況によりまして、一カ

月、二カ月、三カ月と訪問をするよう義務づけられておりますので、その家庭の状況によりまして、また、問題が起きた場合には、担当のケースワーカーが実態調査等をいたしまして、問題が起きないよう十分配慮しております。

以上でございます。

○七番(井上寅吉君) ただいま理事者側から懇切丁寧な御回答をいただきました。大変ありがとうございます。

なお、自席から再度質問をさせていたただきたいと思ひます。先月の二十四日の読売新聞の社会欄に、高木茂さんという五十七歳の男性の方が、私書箱三二五で、「生活保護法の不正受給にメスを、調査は厳密に、詐欺罪で告発も」というような見出しで、この問題につきましていろいろと指摘をされておりましたが、その中に、自立困難な国民に支給される生活保護費は、年間を通じまして一兆円を上回っていると、こういう多額な予算が計上されているが、受給者の中には、生活能力があり

ながら不正に受給をしているケースが非常に多く、その趣旨に沿わないものもたくさんあると。もっと厳しく調査をしてほしいと、このような投稿が目立っているようでございますが、わが福生市には、このような不正受給はないと思いますが、五十八年度の当初予算におきまして、生活保護費といたしまして六億九百四十三万六千円という多額な予算が計上されておりますが、法にうたってありますように、先ほど市長さんからもお話がありました、無差別、平等に支給されることを望んでおきたいと思っております。

そこで、受給されている人たちにも子差万別、いろいろなケースがあるでしょうけれども、たとえば、乳飲み子を抱えて、不慮の事故や突然の病いで一家の大黒柱を失ったというような、聞くも涙といった気の毒な母子家庭もあるかと思えます。また、子供たちも大きくなって、学校に通うようになった。しかし、夫婦の仲がしっくりいかずに、お互いにがまんすれば離婚

もせずに済むものを、性格の不一致などと簡単に離婚して、そして子供を母親が引き取ると。そのような母子家庭もある。しかし、前者の場合には、乳飲み子を抱えて、当然働くことも無理に思われますが、後者の場合には、働きに行くこともでき、るわけでございます。

この二つのケースがございましたが、その二つのケースでも、同数の家族数ならば、受給の額も同額であるのか。それとも、ケースバイケースで、いろいろなハンディ等も考慮した上で、本当の音の意味での平等に与えられているのかどうか、その辺のところもお聞かせいただきたいと思います。

また、東京都では、標準世帯で月額十四万八千円とありますが、普通、ここにうたってありますところの標準世帯とは、どのような家族構成で言われているのか、念のためにお尋ねをいたしたいと思っております。

真の生活保護とは、先ほど市長さんが言われましたように、